

參考資料集

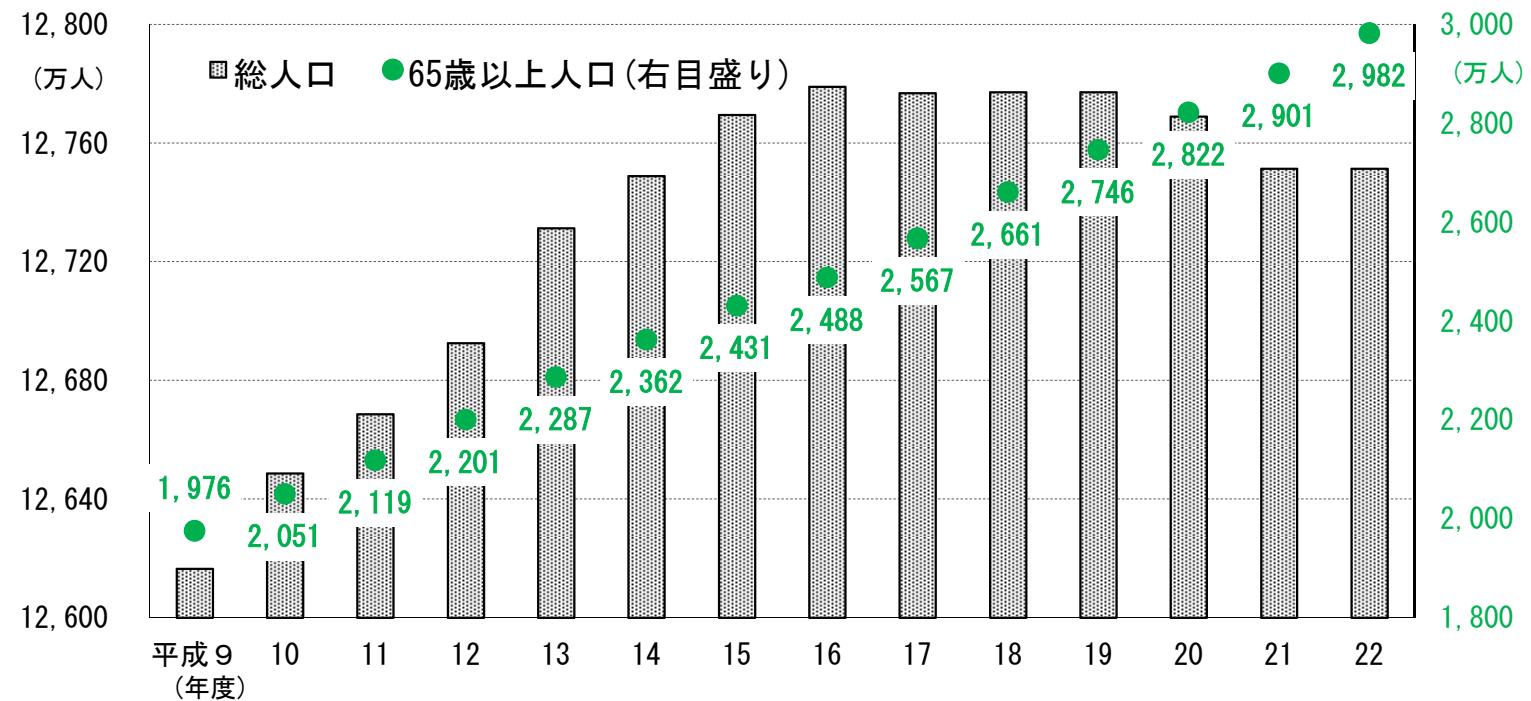
平成22年9月21日

国土交通省 国土計画局



国土交通省

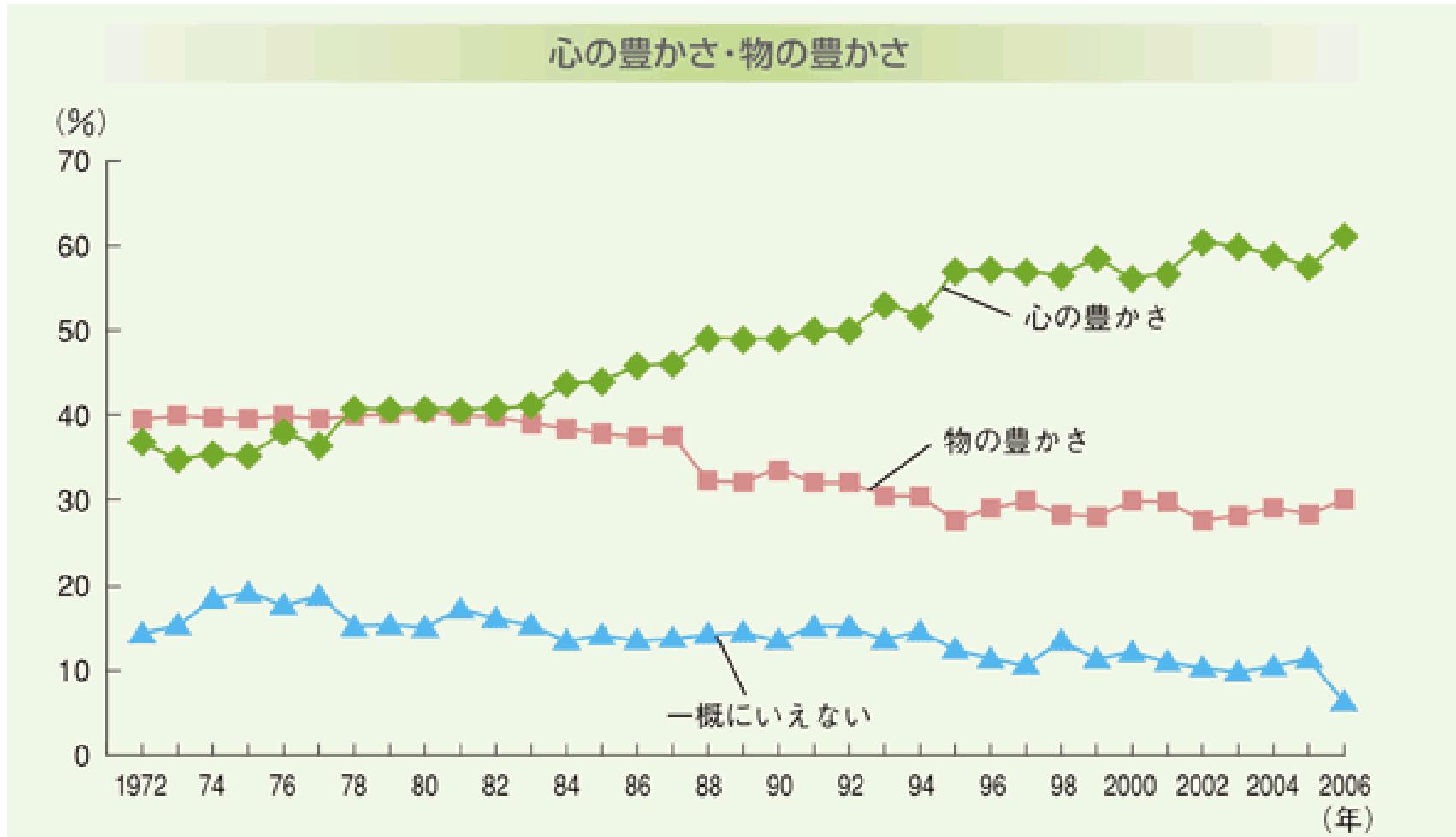
総人口と65歳以上人口の推移(平成9年度～22年度)



出典:「国勢調査、人口推計」(総務省統計局)により国土交通省国土計画局作成。

国民の価値観の変化

国民の価値観において、物質的豊かさよりも、心の豊かさ(安全・安心な生活、コミュニティの強化、自然との触れ合い 等)を重視する割合が高まりつつある。



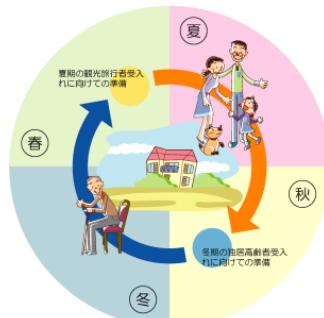
【人の流動がうまれた事例】

高齢者の冬期集住・都市部住民の二地域居住の促進(旭川市西神楽地区)

- 地域における人口減少、高齢化等によって生じる様々な課題を解決するため、地域の空き家を冬期は高齢者の集住に活用。夏期は都市住民に「二地域居住者用滞在施設」として活用
- 夏期の二地域居住については施設を有料でレンタルし資金を調達し、その費用により冬期集住時の高齢者の負担を軽減。



空き家を活用した
冬期集住施設の改修



上下流の交流促進による水源管理の仕組みづくり(浜松市天竜区水窪町+都市部)

- 過疎・高齢化により、水源域の森林管理を継承していく担い手が減少。これを解決するため、都市と地域のNPOが連携して、下流域の都市住民の幅広い参加を得るための交流イベント等による自然環境保全の仕組みを構築
- 地域側は、地域や森林の保全活動に自信と誇りを感じ、森林資源を活かした交流活動実施の意識が向上。また、一部の賛同した地元企業ともPRする場所の提供等の協働も生まれている。



環境学習事業の実施状況



【コミュニティ・文化の再生・創出につながった事例】

伝統的古民家再生と地域資源の活用による新たなコミュニティの創出(福井県勝山市小原地区)

- 危機的状況にある限界集落を維持するため、大学等との協働で再生する伝統的古民家を拠点とする交流体験事業を展開
- 地域資源の有効活用、伝統・生活文化の継承のきっかけづくりと実践、住民の誇りの回復、交流の活発化、新しい地域ネットワークの構築等の成果



古屋修復作業の状況

「ばっちゃん力の共同食レストランと弁当サービス」の仕組みづくり(青森県横浜町)

- 閉じこもりがちな高齢者ばかりの半農半漁の集落において地域コミュニティを再建・創生するため、高齢者自身が担い手となり、地元食材を使ったコミュニティレストランを試行
- 60代と先輩ばっちゃん（70、80代単身者）のコミュニティが創生されるとともにコミュニティの先輩・後輩の共同作業という伝統食継承の形や、行政、地元農協等幅広い団体による協働による地域活性化の兆しが見えてきている。



地区の伝統食を取り、料理試作の実施状況

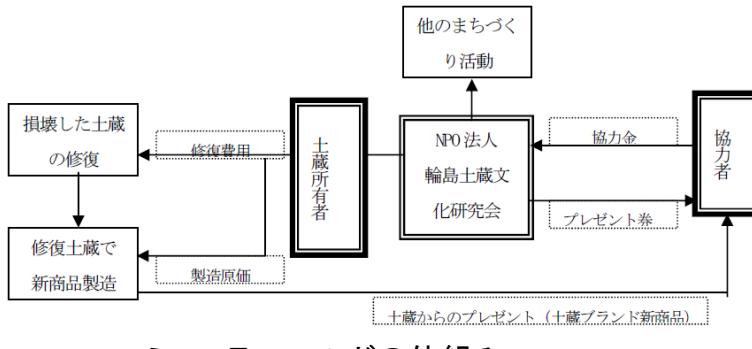
【地域資源を活用し新たな資源循環を生んだ事例】

NPOによる震災復興コミュニティファンドの構築(輪島市)

○H19の能登半島地震により被災した土蔵の修復に向け、NPOがコミュニティファンドを構築。

○告知後1年あまりで約200口、約600万円の「地域の志あるお金」が集まった。

○出資者は、出資を行い、修復土蔵で製造された出資金相当のプレゼントを受け取る仕組みであり、寄付的性格が強い。



地域の遊休農地と都市部の企業のマッチングによる、人と農産物の流れの創出(山梨県北杜市)

○遊休農地活用手法を仕組みとして構築し、遊休農地活用と長期滞在等の交流人口拡大を図る実験事業を実施。

○遊休農地活用希望の企業を対象とした「はたけ俱楽部」を創設、15社の加入がある等地域外の企業を巻き込んだ新しいコミュニティ創生の動きが醸成されるとともに地域の意識も向上。



【地域の安全・安心を生んだ事例】

「命見守り協定」による「見守り」と「声かけ」の集落活動(香川県まんのう町)

- 少子高齢化の進む地域において、住民が安全、安心に生活できるよう、集落合意による「見守り」と「声かけ」及び地域連携の推進、それを公的機関の背後支援する体制を構築
- 併せて、集落点検を行い、地勢、人的資源等の情報共有を図るための「地域福祉MAP」を作成
- 集落における伝統的な互助互恵の再認識や集落内の現地点検、防災につながる活動の契機となっている。



声かけ訪問



地域福祉MAPづくり

高齢者の冬期集住と特產品開発(高山市高根地区)

- 高齢化率43%の高根地区において、市の遊休施設を利用した冬期高齢者住宅を核とした事業を展開。
- 入居費用については、入居者の費用負担、行政からの支援により賄われていたが、モデル事業が事業仕分けによる廃止に伴い、費用の確保が課題



冬季高齢者住宅



特產品製作状況

現状

- ・個人が認定NPO法人に対して寄附を行った場合、「寄附金額(所得の40%が限度)－2千円」を所得から控除できる(所得控除制度)。

(注)政党・政治資金団体に対して寄附を行った場合、上記の所得控除と税額控除(控除率30%)の選択制となっている。

- ・公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人等に対する寄附についても、同様に所得控除制度がある。

(参考)個人が認定NPO法人等に対して寄附を行った場合、所得税の寄附控除の適用を受けられ、また、贈与税・相続税も課税されない。

「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応(平成22年6月4日)

総理からの「税額控除の割合は寄附金の50%(所得税額の25%を上限)とする。社団、財団、学校法人、社会福祉法人等についても、認定NPO法人と同じような税額控除を導入する。平成23年1月から所得税の税額控除を適用する。」という指示の下、市民公益税制PT中間報告書に沿って、平成23年度税制改正における実現に向けて、税制調査会において、具体的な制度設計を進める。

目的

「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすための、都道府県・市区町村に対する寄付金税制

1. 都道府県・市区町村に対する寄付金税制

都道府県・市町村に対する寄付金のうち、5千円を超える部分について、個人住民税所得割の概ね1割を上限として、所得税とあわせて全額が控除される

2. 都道府県・市区町村が控除対象となる寄付金を条例指定できる制度

- ①個人住民税の寄付金控除の対象に、所得税の寄付金控除の中から都道府県・市区町村が条例で定めるものが追加
- ②都道府県・市区町村が条例で指定した寄付金のうち、5千円を超える部分について税額控除される。税額控除率は、都道府県指定の場合は4%、市区町村指定の場合は6%
(都道府県と市区町村のどちらからも指定された寄付金の場合は10%)